

奈良県太陽光発電設備等共同購入支援事業 公募型プロポーザル実施説明書

奈良県（以下「県」という。）では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。

本説明書は、建物屋上（屋根含む）への太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の購入を希望する県民・県内事業者（以下「購入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すこと等により、太陽光発電設備等の普及拡大を図ることを目的に、県と共同で事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）を公募するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第1 一般事項

（1）事業名称

奈良県太陽光発電設備等共同購入支援事業

（2）事業内容

別添「奈良県太陽光発電設備等共同購入支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）協定期間

協定締結日から令和9年6月30日（水）まで

※施工事業者による工事完了が協定期間の満了日を経過する場合は、協議により協定期間を工事完了まで延長することができるものとする。

※事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとする。ただし、継続できる期間は令和11年6月30日までとする。

（4）プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは、公募型により実施する
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下において、参加者の調査・企画力を「提案」を通して評価し協定締結候補者を選定するものであり、本事業は必ず協定締結者の提案どおりに実施するものではない。

（5）事業実施に係る経費

本事業に要する経費は、太陽光発電設備等の施工事業者から得る、契約件数もしくは設置規模に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。

（6）問い合わせ先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階

TEL : 0742-27-8016 FAX : 0742-27-5280

E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

第2 参加資格

次に掲げる（1）から（9）のいずれにも該当する者もしくは複数の者が共同する共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が全ての要件を満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- （5）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- （6）平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- （7）県税及び消費税を滞納していないこと。
- （8）共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- （9）共同事業体で応募する場合は代表する者を定めること。

第3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年2月6日（金）
公募内容等に関する質問締切	令和8年2月17日（火）
質問への回答	令和8年2月20日（金）
参加申込書提出締切	令和8年2月25日（水）
企画提案書等提出締切	令和8年3月3日（火）
選定結果の通知	書類審査後、速やかに

第4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び企画提案書を下記の提出期間までに提出すること。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格については審査の上、その結果を通知（企画提案書提出依頼又は非選定通知）する。要件を満たさない団体については企画提案書を提出することはできない。

＜参加申込書等の提出＞

（1）提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月25日（水）午後5時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

（2）提出場所

第1（6）の問合せ先と同じ。

（3）提出方法

持参または郵送に限る。

なお郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

（4）提出書類

- ・参加申込書【様式1】 1部
- ・事業者の概要に関する調書【様式2】 1部
- ・役員等に関する調書【様式3】
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書【様式4】
- ・直近2事業年度の財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書） 1部
- ・定款又は寄附行為の写し 1部
- ・法人登記事項証明書 1部
- ・県税及び消費税について滞納が無いことを称する証明書の写し
(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの) 1部

- ・奈良県税に未納がない旨の証明書

(提出日において発行の日から 3ヶ月以内のもの) 1部

※ただし、奈良県内に本店又は支店を有しないものについては、本店を所管する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。

＜企画提案書等の提出＞

(1) 提出期間

令和8年3月3日（火）午後5時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2) 提出場所

上記「第1 一般事項」（6）の問合せ先と同じ。

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

(4) 提出書類

以下の項目について、仕様書及び別紙の審査基準を参考に企画提案書【様式5】を作成し提出すること。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書にはその内容を基に可能な限り具体的な提案を記載すること。

(ア) 事業概要

(イ) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

(ウ) 事業の実績及び実績を踏まえた優位性等

(エ) 事業実施スケジュール表

(オ) 広告宣伝

(カ) 施工事業者の選定等

(キ) 太陽光発電設備等の施工及び検査

(ク) 問合せ対応

(ケ) リスク管理

(5) 提出部数

上記（4）の提出書類を正1部、副5部提出すること。

※正本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。

第5 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月17日（火）午後5時まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

(2) 質問方法

質問票【様式6】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて送付すること（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。）。

(3) 提出場所

上記「第1 一般事項」（6）の問合せ先と同じ。

(4) 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和8年2月20日（金）午後5時までに、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課ホームページに掲載する。

※質問者への個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

第6 協定締結候補者の選定

県が別に定める委員により組織された「奈良県太陽光発電設備等共同購入支援事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、下記のとおり選定する。

(1) 審査

別表の「奈良県太陽光発電設備等共同購入支援事業 企画提案者評価基準」に基づき書類による審査を行い、最も高得点を獲得した者を協定締候補者として選定する。

(2) 結果通知

審査結果は、全参加者に通知する。

第7 協定の締結

協定締候補者と県は、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結する（令和8年3月下旬に協定締結式を予定）。

なお、協議が整わない場合は、提案次点者と同様の手続きを行う。また、実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と連携事業者が協議を行い、実施する内容を決定する。

第8 協定の不締結

協定締結候補者の選定後、協定締結までの間に、協定締結候補者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 協定締結候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 協定締結候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 協定締結候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、協定締結候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本事業に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本事業に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との協定締結者の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第9 協定の解除

協定締結後、契約者について上記「第8 協定の不締結」の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの協定の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、協定を解除することがある。この場合は、協定締結者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、上記「第8 協定の不締結」の（1）、（3）、（4）及び（5）中「協定締結候補者」とあるのは、「協定締結者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、協定を解除し、協定締結先を変更することを妨げないものとする。

第10 留意事項

(1) 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しない。

(3) 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

(4) 提案等にかかる費用負担

提案書類の作成、提出等に要する費用は各参加者の負担とする。

(5) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 上記「第2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。

(イ) 複数の提案書等を提出したとき。

(ウ) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

(エ) 提案書類に虚偽又は不正があったとき。

(オ) 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(カ) その他不正な行為があったとき。

(6) 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、協定締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(7) 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第1 一般事項」の「(6)問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面にて参加辞退届【様式7】を提出すること。

(8) 再委託等の禁止

受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(9) 遵守事項

平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下、「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

(ア) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し本業務を適正に履行すること。

(イ) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

① 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

② 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

③ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

④ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

(ウ) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

第 11 その他

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月 25 日奈良県規則第 14 号）に従うものとする。

奈良県太陽光発電設備等共同購入支援事業 企画提案者評価基準

評価項目		評価基準		配点
(1) 企画提案力 (60点)	業務理解度	①本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。		10
	広告宣伝	②効果・効率的な広告宣伝の手法（使用する媒体等）や内容となっているか。		10
	施工事業者の選定	③財務状況、人員、施工実績等を考慮し、安全に住宅用太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。また、価格低減を図ることができる選定基準になっているか。		10
	施工検査	④住宅用太陽光発電設備等の施工及び検査に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。		10
	問合せ対応	⑤事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。また、専門的知見を有する者による人員研修、マニュアル作成がとられているか。		10
	リスク管理	⑥想定されるリスクへの対応策が講じられているか（購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策（想定される全般的なトラブル防止策）、施工事業者の在庫余りを防止する方策等）。		10
(2) 業務遂行力 (40点)	業務実施体制	人員確保	⑦業務内容の円滑な履行が可能な従業者数が確保され、業務内容に精通した担当者を配置するなど、充実かつ効率的な業務実施体制が取られているか。	15
		実施スケジュール	⑧業務内容の円滑な履行が可能なスケジュールが具体的に示されているか。	10
	業務実績	⑨地方公共団体からの同様、又は本事業に類似した事業実績があるか。		15
合計				100

- 評価点は100点満点とし、評価項目ごとの採点と係数の積を合算して求める。
- ①～⑨の項目について、十分（5点）、ある程度十分（4点）、普通（3点）、必要最小限である（2点）、不十分（1点）とする。"